

〔九州厚生局長への届出に関する事項〕

当院は、次の施設基準に適合している旨、九州厚生局長へ届出を行っています。

障害者施設等入院基本料【10 対 1】、特殊疾患入院施設管理加算、看護補助加算

当病棟では、入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員(看護師、准看護師)を配置し、1 日 40 人以上の看護職員(看護師、准看護師)と 14 人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 9 時 00 分～夕方 5 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 6 人以内です。
- ・夕方 5 時 00 分～深夜 1 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 19 人以内です。
- ・深夜 1 時 00 分～朝 9 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 19 人以内です。

また、看護師を看護職員のうち 7 割以上配置しており、看護補助者は入院患者 30 人に対し 1 人以上配置しています。患者様の負担による付添看護は行っておりません。

当病棟は、重度の肢体不自由児（者）、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、神経難病患者等をおおむね 7 割以上入院させている一般病棟です。

障害者施設等入院基本料の注 10 に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算 3

看護補助者に対し、看護補助業務に必要な基礎知識及び技術を習得するための院内研修を行っており、看護職員に対しては看護補助者の活用に関する院内研修を行っております。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、身体的拘束の最小化

当院では、入院の際に医師を初めとする医療職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししています。また、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、身体的拘束の最小化の基準を満たしております。

がん治療連携指導料

がん治療計画策定病院の紹介を受けて、地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制を整備しています。

がん性疼痛緩和指導管理料

がん性疼痛緩和ケアに係る研修を受けた経験を有する医師を配置し、がん性疼痛の症状緩和を目的としてがん患者様に対し、療養上必要な指導を行っています。

C T 撮影及びMR I 撮影

16 列のマルチスライス C T 撮影装置と、1.5 テスラのMR I 撮影装置を有しています。

検体検査管理加算（Ⅱ）

臨床検査を担当する医師を配置し、検体検査管理を行うために、十分な体制を整備しています。

輸血管理料（Ⅱ）、輸血適正使用加算

輸血業務全般に責任を有する常勤医師と専任の常勤臨床検査技師を配置し、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」を遵守し、安全かつ適正に輸血療法を実施しています。

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）、障害児（者）リハビリテーション料

リハビリテーションに関する専用の設備・機械・器具等を有し、専任の常勤医師及び専従する常勤の理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士を配置しています。

データ提出加算 2、データ提出加算 4
厚生労働省が実施する「DPC 導入の影響評価に関わる調査」に準拠したデータを正確に作成し、入院患者及び外来患者に係るデータを継続して提出しています。
診療録管理体制加算 2
診療情報管理室・診療情報管理委員会を設置し、適切な診療記録の管理を行っています。
電子的診療情報連携体制整備加算 3
・電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。 ・オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。 ・マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。（電子カルテ情報共有サービス及び電子処方箋の導入を検討しています。） ・算定下診療報酬の区分・項目の名称及びその金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しています。
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造設術）
当院での胃瘻造設術の年間実施症例数は 50 件未満です。
入院時食事療養（Ⅰ）
管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・入院ベースアップ評価料 63
当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、ベースアップ評価料を算定しています。 ※本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。 （令和 8 年より、40 歳未満の医師・薬剤師、事務職員等も追加対象となりました。）

【看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項】
当院では看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、下記の取組みを行っております。 1. 業務量の調整 ・時間外労働が発生しないような業務量の調整 2. 看護職員と他職種との業務分担 ・看護補助者 ・薬剤師 ・管理栄養士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・臨床検査技師 ・放射線技師 ・クラーク 3. 看護補助者の配置 ・看護補助者の増員及び夜間配置 4. 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮 ・院内保育所 ・夜間保育の実施 ・夜勤の減免制度 ・半日、時間単位休暇制度 ・所定労働時間の短縮 ・他部署等への配置転換 5. 夜勤負担の軽減 ・月の夜勤回数の上限設定 6. 機器導入による業務負担の軽減 ・インシデント管理システムの導入 ・患者観察システム（高画質ベビーモニター）の導入